

◆◆◆目次◆◆◆

- 1. 働き方改革関連法説明会【岐阜労働局】
- 2. 治療と仕事の両立について相談できます！【厚生労働省】
- 3. 人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組みませんか？【厚生労働省】

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 1. 働き方改革関連法説明会【岐阜労働局】

既にご存知のとおり「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）は7月6日に公布され、2019年4月1日以降順次施行されることとなっているところです。

岐阜労働局では、中小企業・小規模事業者等県内の事業主を対象とした「働き方改革関連法説明会」を開催し法概要の説明を実施してきたところですか、省令・指針の内容に係る詳細な説明会を開催します。

この機会にぜひご参加ください。

<詳細>

- 日時：平成31年3月13日（水） ①10：00～12：00
②13：30～15：30

○場所：長良川国際会議場 4階 大会議室
岐阜市長良福光2695-2

○定員：各時間帯200人（先着順）

○参加費：無料

○申込方法：要申込

詳細についてはHP「岐阜労働局 働き方改革関連法説明会」で検索ください。

○主催：厚生労働省 岐阜労働局

<申込先・お問い合わせ先>

岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL：058-245-1550

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- 2. 治療と仕事の両立について相談できます！【厚生労働省】

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や治療と仕事の両立支援に関する相談先のご案内です。

事業者の皆さまの中には、「働く人の高齢化により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面している」、「人材の確保への準備をしている」という方もみえると思います。

治療と仕事の両立支援の相談先は、相談内容によって異なりますが、岐阜県産業保健総合支援セ

ンター、病院、岐阜労働局等各所にございます。

また、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、岐阜県下の関係団体、自治体、医療機関、労働局等がネットワークを構築、連携を図り、その取り組みを推進するために地域両立支援推進チームを設立し、各機関の取り組み状況の共有や取り組みに関する周知・啓発を行っています。

両立支援について詳しく知りたい場合は、下記ホームページにアクセスしご確認ください。

<ホームページ>

「治療と職業生活の両立支援 岐阜産業保健センター」で検索してください。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

3. 人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組みませんか？【厚生労働省】

従業員数300人以下の中小企業は平成28年4月1日より女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。人手不足対策・働き方改革の近道として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

○一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。

- ① 「自社の女性活躍に関する現状の把握、課題分析」
- ② ー1 「行動計画の策定、社内周知・外部への公表」
ー2 「女性の活躍に関する情報の公表」
- ③ 「行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届出」

○一般事業主行動計画・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットも

- ・公共調達において加点評価されます。
- ・日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」の利用の対象となります。
- ・自社の女性活躍に関する「数値目標」と、その達成にむけた取り組み目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事業主に両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）が支給されます。

<お問い合わせ>

女性活躍推進センター東京事務局

一般財団法人 女性労働協会

TEL：03-3456-4412 FAX：03-6809-4472

E-mail：suishin@jaaww.or.jp

HP：「女性活躍推進サポートサイト」で検索

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。